

幕末の偉人「山田方谷」を活用した誘客業務 仕様書

1 業務名

幕末の偉人「山田方谷」を活用した誘客業務

2 業務の目的

備中松山藩出身の幕末の偉人「山田方谷」に焦点をあて、その業績をはじめ、方谷が影響を与えた人物やゆかりの地、関連施設等を紹介するツアーを実施することで、高梁川流域エリアのブランド力を高め、広域観光を促進する。

また、実施するツアーは、地元住民を対象とした一過性のイベント型ツアーではなく、県外を出発地とする実販売レベルのツアーとして今後の自走化に繋げるものとする。

3 業務の内容

(1) 山田方谷を活用したツアー実施業務

次の条件を満たすツアーを造成することとし、実施内容を可能な限り具体的に提案すること。

① 実施期日

令和8年3月上旬までに催行すること。

② 実施内容

- ・実施計画を提案すること。また、コースは「宿泊コース1つ以上」か「日帰りコース2つ以上」または「宿泊・日帰りコースともに1つ以上」のいずれかを選択し、提案すること。なお、コースの合算で2本以上（2設定日以上）催行すること。

- ・山田方谷やゆかりの人物に関するスポットである「山田方谷記念館」（高梁市）、「大佐山田方谷記念館」（新見市）、「西爽亭（旧柚木家住宅）」（倉敷市）をコースの行程に全て入れること。なお、複数コースで条件を満たせばよい（1つのコースに全て組み込む必要はない）。

- ・浅口市、井原市、笠岡市の立ち寄りスポット（観光スポットや飲食店等）を各市1箇所以上必ず入れること。なお、複数コースで条件を満たせばよい（1つのコースに全て組み込む必要はない）。

- ・宿泊地は、倉敷市、新見市、高梁市、浅口市、井原市、笠岡市内のみとする。

- ・新見市を含むツアーコースでは、お土産として、「山田方谷終焉の地ストラップ」（税込800円）をつけること。また、高梁市を含むツアーコースでは、「あおやぎ菓子舗の方谷饅頭とみかさ（どら焼き）和菓子セット」（税込330円）をつけること。なお、両市を含む場合はどちらか片方でよい。最初の発注先担当者への連絡は委託者が行うことが可能。

- ・本事業の対象者は岡山県外観光客とし、ツアー出発地も岡山県外とすること（岡山県内での募集は不可）。

- ・募集及び出発予定の県外地域案と集客・募集方法及び募集媒体を具体的に提案すること。

③ 実施方法

受託者は参加者の募集、申込みの受付、旅行契約の締結等の募集から実施までの業務を行うこと。

ア 募集期間、募集販売方法、申込受付方法、広告宣伝方法、定員、最少催行人数すべて提案すること。

イ 他事業者との連携について

受託者が県外地域の事業者、参加者の募集、申込みの受付、旅行契約の締結等の募集から実施までを委託する場合は、連携事業として**連携同意書（別添様式6）**を必要とする。なお、同一会社であっても、支店、支社、事業本部等、受託者と異なる部署が募集から実施までの業務を行う場合も同様に連携同意書が必要。

連携同意書は、提案書提出時にあわせて提出すること。

ウ チラシ等広報媒体への記載

チラシ等の広報媒体には、『主催：「山田方谷の軌跡（～奇跡～）」実行委員会』及び「高梁川流域連携中枢都市圏事業」、「山田方谷150年祭記念事業」の文言を記載すること。

エ ツアー代金

自由提案とする。但し、乗車率と今後の自走化を見越した、バランスの良い金額を提案すること。

また、ツアー参加費等の収入を活用し、事業規模を拡大させることは、本業務の妨げとならない。

オ その他留意事項

- ・事前に運行計画、実施計画を策定し、関係者との連携を図り、ツアーの実施に必要な事項について事前調整を行うこと。
- ・安全かつ適切に輸送できる交通手段で手配し、運行するとともに、乗客へのおもてなしに十分配慮すること。
- ・出発日の乗客人数をカウントし、委託者に随時報告すること。

④ 不可抗力によるツアーの中止

感染症、悪天候、災害の発生など不可抗力を事由として、ツアーを中止した場合は、中止に伴って発生した経費を本業務に係る経費とすることができる。

ただし、【3（1）②実施内容】の催行数に満たない場合は、再募集及び再催行を行うこと。なお、仕様の条件を満たした別ツアーや募集地域（岡山県外）を変更した別ツアーの再募集及び再催行でもよい。

最終的に催行できず、【3（1）②実施内容】の催行数に満たない場合は、委託料の50%を減額して支払うこととする。

（2） 事業効果の調査・分析

ツアー参加者に対し、アンケート調査を催行日ごとに実施し、本事業の効果を調査・分析すること。アンケート項目は、今後当該ツアーを旅行商品として造成するにあたって有益な情報収集が見込める内容とし、調査・分析の結果について業務実施報告書により取りまとめること。

また、ツアーに採用した山田方谷ゆかりの地や関連施設、倉敷市、新見市、高梁市、浅口市、井原市、笠岡市の立ち寄りスポット等の内容、料金等について、自走化を見越した提言を行うこと。

（3） その他

- ・本仕様書に記載がない事項について、本業務の効果を高めるための独自提案がある場合、企画提案書に記載すること。
- ・本事業でのツアー商品造成について、高梁川流域観光振興協議会が行う「令和7年度高梁川流域周遊型旅行商品造成助成金」との併用は不可とする。

4 報告書の提出

(1) 成果物の提出等

① 提出期限

令和8年3月23日（月）

② 提出場所

倉敷市文化産業局文化観光部観光課

③ 提出物

ア 実施報告書 1部

※ 印刷物にあわせて、電子媒体でも提出すること。

イ 業務完了届 1部

(2) その他

- ・成果物の送付にあたっては、事前に委託者の承認を受けること。
- ・事業実施状況等をわかり易く編集すること。
- ・事業実施による効果を調査し、取りまとめること。
- ・ツアー催行後に旅行商品を造成等する場合、催行後一年間は成果等について随時報告すること。

5 留意事項

- (1) 本業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページへの掲載等）できるものとし、成果物の二次使用に関して、委託者にいかなる制限も課さないものとする。
- (3) 募集等に使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮すること。
- (4) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (5) 成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (6) 受託者は本業務を行うにあたり、旅行業法等の関連法令等を遵守すること。

6 その他

- (1) 本業務の実施、本仕様書に明記なき事項、業務上発生した疑義については、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 委託契約後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、委託者の承認を受けること。また、業務の実施にあたっては、委託者と十分協議したうえで行うこととする。